

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員会 第1回会議開催要項

日 時 令和元年6月6日(木)
13:00～15:00
場 所 岡山県立図書館2階
サークル活動室1

1 開 会

2 紹介及び委員長・副委員長の選出

3 経 緯 等

(1) これまでの経緯及び今後のスケジュールについて

4 議 事

(1) 岡山県「文化部活動の在り方に関する方針（骨子案）」について

・適切な活動時間や休養日の設定について

・学校単位で参加する大会等の見直し

(2) その他

・「文化庁『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』に対する岡山県『文化部活動の在り方に関する方針』策定に向けた意見」集約のお願いについて

5 閉 会

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員

| | 氏 名 | 職 名 等 |
|---|---------|---|
| 1 | 小 原 敏 彦 | 岡山県中学校吹奏楽連盟会長 (浅口市立鴨方中学校長) |
| 2 | 神 崎 浩 二 | 岡山県経済団体連絡協議会事務局長 (ナカシマプロペラ株式会社 総務部次長) |
| 3 | 小 畠 圭 | 岡山県PTA連合会 |
| 4 | 高 岡 敦 史 | 岡山大学大学院教育学研究科准教授 |
| 5 | 高 月 秀 人 | 岡山県高等学校長協会 (岡山県立矢掛高等学校長) |
| 6 | 谷 川 安 弘 | 岡山県私学協会 (創志学園高等学校長) |
| 7 | 福 岡 隆 | 岡山県高等学校PTA連合会会長 (岡山県立岡山大安寺中等教育学校PTA会長) |
| 8 | 前 川 隆 弘 | 岡山県高等学校文化連盟会長 (岡山県立岡山城東高等学校長) |
| 9 | 村 上 一 男 | 岡山県中学校長会 岡山県中学校文化連盟会長 (岡山市立石井中学校長) |

(50音順)

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員会
第1回会議 配席表

R1.6.6(木)13:00~15:00
岡山県立図書館サークル活動室1

委員長 副委員長

○ 県中学校吹奏楽連盟
会長 小原 敏彦

○ 岡山県経済団体連絡協議会
事務局長 神崎 浩二

○ 岡山県PTA連合会
市 圭子(代理)

○ 岡山大学大学院教育学研究科
准教授 高岡 敦史

○ 岡山県高等学校長協会
高月 秀人

○ 岡山県中学校長会
岡山県中学校文化連盟会長
村上 一男

○ 岡山県高等学校文化連盟
会長 前川 隆弘

○ 岡山県高等学校PTA連合会
会長 福岡 隆

○ 岡山県私学協会
谷川 安弘

○ ○ ○ ○

東副生涯学習課 信雄
小課長 山見晃
新総主幹 田治彦
白主生涯学習課 髪愛子

○ ○ ○

大副総務学事課 西宏和
熊主 教職員課 谷貴充
松指 導主事(主幹) 村和憲

報道
0~5人

傍聴
0~5人

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員会要領

1 目的

本県における国のガイドラインに則った岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」を作成するため、岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員会（以下、「委員会」という。）を組織する。

2 組織

- (1) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、教育長が委嘱又は任命する。
- (2) 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日からその年度の末日までとする。

3 委員長

- (1) 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により、これを定める。
- (2) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会議

- (1) 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (4) 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

5 会議の公開

会議は公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

6 庶務

委員会の庶務は、県教育庁生涯学習課において処理する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員会について

1 岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」の策定の趣旨及び経緯

- スポーツ庁は、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があることから、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年3月に策定。
- これを踏まえ、県教育委員会は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、岡山県「運動部活動の在り方に関する方針」を平成30年9月に策定。
- これらにおいては、文化部活動についても、当面は準じた取扱いをすることとなっていた。
- 文化庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定の経緯、並びに文化部活動の特性を踏まえながら、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年12月に策定。
- 県教育委員会は、県の運動部活動の方針及び文化庁のガイドラインを踏まえ、生徒にとって望ましい文化部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。

2 論点

以下の点について上記、文化庁のガイドライン等を参考に文化部活動特有の課題を踏まえて検討する。

- 適切な活動時間や休養日の設定について
- 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 学校単位で参加する大会等の見直し

3 スケジュール（案）

令和元年6月 第1回検討委員会（6/6）

関係団体等の意見集約

7月 第2回検討委員会（7/16）

9月 教育委員会にて方針を決定、市町村教委・県立学校等に発出

年度内 市町村教委が方針を策定

県立学校、市町村立学校が方針を策定、公表

令和2年4月 方針に則った部活動の展開

4 第1回会議のポイント

- ・方針骨子（案）に関し、主に休養日の設定、活動時間、参加する大会等の見直しなどの点について御意見をいただく
- ・6月25日（水）までに各団体で御意見をまとめていただく
- ・第2回検討委員会で意見を踏まえた方針を事務局から示す

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針（骨子案）」について

- 作成の考え方 文化庁ガイドラインをベースにしつつ、現在、文化部活動は県運動部方針に準じた取扱をしていることを踏まえ修正や追加を行う。下記は、骨子案と主な修正点。

| 方針の策定に当たって 〈部活動の意義〉 〈文化部活動の特色と課題〉 〈方針策定の考え方〉 |
|--|
| <p>本方針策定の趣旨</p> <p>(1) 本方針の対象範囲</p> <p>要検討1 「対象範囲・私立学校の表記の仕方について」</p> <ul style="list-style-type: none">・対象範囲を、「<u>本県の公立中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校中・高等部</u>」とする。 (文化庁ガイドラインでは、「<u>国公立全ての設置形態の学校に適用する</u>」とあるが、県運動部方針に合わせる。)・私立学校に対して、「<u>学校法人等の学校の設置者及び学校に対しても・・・期待する</u>」と表記する。 (文化庁ガイドラインでは、「<u>国公立全ての設置形態の学校に適用する</u>」とあるが、県運動部方針に合わせる。) <p>要検討2 「小学校を対象に含めることについて」</p> <ul style="list-style-type: none">・小学校も対象に追加。 (岡山市と私立の小学校の一部において、文化等の活動を実施しているため。) <p>(2) 望ましい部活動の在り方</p> |
| <p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 文化部活動の方針の策定等</p> <p>(2) 指導・運営に係る体制の構築</p> <p>今後の検討事項1 「部活動指導員のニーズについて」</p> <ul style="list-style-type: none">・特に、県立学校でのニーズについて <p>今後の検討事項2 「研修の在り方について」</p> <ul style="list-style-type: none">・研修内容、研修方法について |
| <p>2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</p> <p>(1) 適切な指導の実施</p> <p>(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用</p> |

3 適切な休養日等の設定

- ・中学校と高等学校を分けて記載。

(文化庁ガイドラインは、主な対象を中学校と設定しているが、県運動部方針に合わせる。また、本方針は県の方針と、県立学校の方針を兼ねている。)

(ア) 中学校・中等教育学校前期課程

(イ) 高等学校・中等教育学校後期課程

要検討3 「活動時間の解釈について」

- ・県運動部方針のように、「活動時間」に関する補足事項を入れるべきか検討。
 - ①「スポーツ活動時間」を「文化部の活動時間」に修正。
 - ②「身体的トレーニング効果が期待される活動」を「文化部活動としての活動の効果が期待される活動」に修正。
 - ③「ここでの活動時間には、大会や地域の行事等は含めない。」と追加。(県運動部方針において、大会等は活動時間を含めていないので、文化部の大会や地域の行事等も活動時間には含めない。)
 - ④「ミーティング」は、科学部の実験や調査のミーティングなど、部活動の活動時間に含まれるものもあるため、活動時間に含まないのは不適切で削除。
 - ⑤「見学」については、美術部の美術館見学など、部活動の活動時間に含まれるものもあるため、活動時間に含まないのは不適切で削除。
- ・高等学校の週当たりの活動時間の上限は、県運動部方針と同様に 16 時間程度とする。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

(2) 地域との連携等

今後の検討事項3 「地域と連携した文化部活動の振興について」

- ・「学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備」について。市町村は国庫補助の要件として、「地域で部活動に代わる活動の体制を計画していくための検討委員会の設置」等が入っている。県レベルの文化部活動では、どのようなことが考えられるか。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

要検討4 「大会や地域の行事等の上限について」

- ・大会や地域の行事等の上限の目安はどうするか。

(「上限の目安は、休養日や活動時間が方針の則った適切な状況になること」であり、そのためには参加する大会や行事等を精査する必要があるが、可能か。)
- ・生徒が文化部活動として参加する大会等の年間開催状況を把握し、公表する。
【H31. 4. 26 通知】

6 安全管理と事故防止について

- ・県運動部方針同様、「安全管理と事故防止について」追記。